

成島地区コミュニティ会議規約

(設置)

第1条 成島地区の将来的な展望を見据えながら、地区住民の創意と工夫に満ちた自主的な地域活動を促進し、もって活力ある住み良い地域社会を築くために地域コミュニティ会議を設置します。

(名称)

第2条 名称は、成島地区コミュニティ会議（以下「本会」という。）と称します。

(区域)

第3条 本会の区域は、土沢第7及び第8行政区、中内第1及び第2行政区内とします。

(事務所)

第4条 本会の事務所を成島振興センター内に置きます。

(組織)

第5条 本会の委員は、第3条に規定する区域に住所を有する全ての住民及び本会の目的に賛同する地区内の事業所とします。

(事業)

第6条 本会は、住み良い地域づくりに資するため、地区内の全ての住民が参画・協働して、次の事業を行います。

- (1) コミュニティ計画の策定及び実践に関すること。
- (2) 青少年の健全育成、子育て支援に関すること。
- (3) 地域福祉、ボランティア活動に関すること。
- (4) ゴミの減量、環境の保全に関すること。
- (5) 交通安全、防災、防犯に関すること。
- (6) 地域の生活環境の整備に関すること。
- (7) 地域の生涯学習、生涯スポーツに関すること。
- (8) コミュニティだよりの発行に関すること。
- (9) 花巻市が指名する成島振興センター及び花巻市が管理する施設の管理運営を実施する指定管理業務に関すること。
- (10) その他地域づくりに関すること。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置きます。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 4名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計責任者 1名
 - (5) 専門部会長 5名
 - (6) 監事 2名
 - (7) 参与 若干名
- 2 本会に必要な応じて顧問を置くことができます。
- 3 顧問は会長が委嘱します。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次のとおりとします。

- (1) 会長、副会長、事務局長、会計責任者及び監事は、総会で選出します。
- (2) 参与は、会長が委嘱し、総会に報告します。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理します。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理します。
 - (3) 事務局長は、本会の庶務を担当します。
 - (4) 会計責任者は、本会の会計を担当します。
 - (5) 監事は、本会の会計及び業務を監査し、総会において報告するほか、役員会に出席してその職務に関し意見を述べることができます。
 - (6) 顧問及び参与は、本会の運営について指導助言を行います。
- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げません。
- 3 役員に欠員が生じたときは、補充することができるものとし、その任期は前任者の残任期間とします。
- 4 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとします。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び専門部会とし、総会は毎年1回、役員会及び専門部会は必要に応じて随時開催するものとします。

- 2 会議の開催は、会長が招集するものとします。
- 3 本会の総会は、評議員の半数以上から要請があったとき、または会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができるものとします。

(総会)

第11条 総会は、本会を構成する行政区自治会から選出された評議員25名以内をもって構成するものとします。ただし、評議員の数及び選出基準は、別表のとおりとします。

- 2 評議員の任期は、2年とし、再任を妨げません。
- 3 評議員に欠員が生じたときは、補充することができるものとし、その任期は前任者の残任期間とします。
- 4 総会には、議長、書記及び議事録署名人2名を置きます。
- 5 総会の議長は、その都度評議員の中から選出し、書記及び議事録署名人は、議長が指名します。
- 6 総会は、評議員の半数以上の出席者をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決します。可否同数の場合は、議長がこれを決します。
- 7 総会には、次の案件を付議するものとします。
 - (1) コミュニティ計画の策定及び見直し
 - (2) 規約の制定及び改正
 - (3) 役員の選出
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5) 事業計画及び予算
 - (6) その他本会に関する重要な事項

(役員会)

第12条 役員会においては、次の事項を審議、決定するものとします。

- (1) 本会運営に関する基本的な事項
- (2) コミュニティ計画の策定及び見直し
- (3) 総会に付議する事項
- (4) 事業全般に係る協議
- (5) 総会の議決を要する事項について緊急に決すべき事項
- (6) その他会長が必要と認めた事項

(専門部会)

第13条 本会に次の専門部会を置きます。

- (1) 総務企画部会・・・コミュニティ会議の統括、広報広聴事業、自主防災支援事業、他の部会に属さない事業
- (2) 産業、建設部会・・・物づくり事業、生活環境の整備に関する事業
- (3) 生活環境部会・・・生活環境の美化及び保全に関する事業、交通安全及び防犯に関する事業
- (4) 教育振興部会・・・青少年の健全育成事業、生涯学習及び生涯スポーツに関する事業、文化財の保護、保存に関する事業
- (5) 保健、福祉部会・・・健康づくり事業、地域福祉及びボランティア活動の事業

子育て支援事業

- 2 各専門部会は、地区内の各種団体、行政区自治会などから推薦された者10名以内をもって構成します。
- 3 専門部員の任期は、2年とし、再任を妨げません。
- 4 各専門部会に、互選による部会長、副部会長及び書記各1名を置きます。
- 5 部会長は、所属部会の会務を総括します。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、その職務を代理します。
- 7 書記は、部会の庶務を担当します。
- 8 専門部会は、毎年度、事業の企画、調整及び運営を行うものとします。

(会計)

第14条 本会の経費は、市交付金及びその他の収入をもって充てます。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(情報公開)

第15条 本会の会議は、すべて公開を原則とします。

- 2 地区住民は、本会の議事録、活動記録を閲覧することができます。
- 3 会長は、地区住民から異議の申し出があった場合には、調査のうえ説明責任を果たすものとします。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定めます。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成19年6月8日より施行します。

(任期の特例)

2. この規約の施行の日から平成20年3月31日までの間に選任される役員及び評議員の任期は、第9条、第11条及び第13条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとします。

附 則

この規約は、平成20年6月14日より施行します。

附 則

この規約は、平成23年1月16日より施行します。

別表 (第 11 条関係)

評 議 員 定 数 表

自 治 会 名	定 数
土沢第7行政区 (安俵)	9名
土沢第8行政区 (北成島)	5名
中内第1行政区 (南成島)	6名
中内第2行政区 (落合、小通)	5名
総 数	25名